

協働のまちづくり推進計画に記載する新たな取組項目の検討

①市民向け協働研修等の開催 【取組番号23】

→協働の基本的な考え方や事例を学ぶことができる研修や講演会を開催し、協働の理念を周知します。

②条例と本計画についてのリーフレットの作成及び周知 【取組番号19】

→協働の考え方や各主体の役割について周知するため、リーフレットを作成し配布します。
(※条例のリーフレットは既に作成済。指針策定時には無かったため推進施策の中に入れて
います。)

③協働のまちづくり人材バンクの設置検討 【取組項目17】

→市民公益活動や地域活動のさらなる活性化と発展を目的に、市民公益活動やまちづくりに関する活動に興味や関心があり、様々な経験やノウハウを持つ人と、人材による支援を必要とする団体をマッチングさせる取り組みを検討します。

④市民活動情報共有サイトの運用 【取組項目4】

→市民活動情報共有サイト(摂津市イベントナビ)にて、多様な主体の活動やイベント情報の発信を支援します。また、ボランティア募集などの新たな機能の導入を検討します。

⑤中間支援機能を有した市民活動支援センター(仮)の設置に係る検討

【取組項目13、18】

→市内の協働の拠点をさらに強化し、協働の推進を図るため、多様な主体の活動を支援する市民活動支援センター(仮)の設置に向けて検討します。

⑥まちづくり協議会(仮)の設立支援に係る検討 【取組項目16】

→小学校区を単位として、地域の様々な団体が連携し、協力し合いながら地域を運営する組織の設立について検討します。

⑦地域コミュニティ活動支援 【取組項目9】

→・良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を担う自治会、町会の活動を活性化させるため、活動事例を毎月の広報紙に掲載し、加入促進を図ります。

- ・自治会加入促進パンフレットの配布等により、地域コミュニティの重要性を啓発します。
- ・地域住民の福祉の増進と活性化を図ることを目的とした事業に対し、小学校区(旧校区を含む)を1つの単位とした校区連合自治会に対し、財政的補助を行います。
- ・自治会やこども会、老人会などの各種住民団体が行う住民活動中に、思わぬ事故により参加者がケガをされたり、死亡された場合や、活動中の事故により行事主催者や参加者が法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償する制度を設けます。